

## 平成27年(2015年)基準 青森県鉱工業生産指数 基準改定の概要

### 1. 改定の趣旨

指数の基準時に関する統計基準(平成22年3月統計基準設定)により、「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5である年とする」とされており、前回基準改定を実施した平成22年(2010年)から5年後の平成27年(2015年)を新たな基準年とし、業種、ウェイト及び採用品目の見直し等を行った。

### 2. 改正の主な内容

#### (1) 基準時及びウェイト算定年次の変更

指数の基準時及びウェイト算定年次を、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)に変更した。  
指数値は、平成27年の平均を100.0とした比率で示される。

#### (2) 業種分類の一部廃止

平成27年基準指数の業種分類は業種分類は、原則として平成22年基準を踏襲しているが、「日本標準産業分類(第13回改定)」に準拠し、以下のとおり見直しを行った。

①参考系列の「公益事業(参考)」「産業総合(参考)」を廃止した。

#### (3) 採用品目の見直し

指数採用品目は、経済産業省生産動態統計調査及び青森県工業動態調査から選定している。

その際、業種毎に代表性等のある品目選定を行うとともに、品目の統合など見直しを下表のとおり行った。

その結果、平成27年基準における指数採用品目は141品目となった。内訳は、製造工業140、鉱業1となった。

表1 主な新規・廃止品目

新規項目 (14増)	金属ネームプレート【金属製品工業】、製本機械【生産用機械工業】、水道メータ【業務用機械工業】、カーナビゲーションシステム【情報通信機械工業】、PCコンクリート製品【窯業・土石製品工業】、電気機械器具用プラスチック製品【プラスチック製品工業】、ニット製アウターシャツ類【繊維工業】、原料りんご果汁、そう(惣)菜、レトルト食品、フリーズドライ食品、すし・弁当・おにぎり、精米【食料品工業】、プラスチック製家具【家具工業】
廃止項目 (14減)	普通鋼冷間仕上摩棒鋼【鉄鋼業】、光ファイバーコード、光ファイバーケーブル【非鉄金属工業】、鉄製金網【金属製品工業】、家庭用音響製品、光コネクタ端末加工品、光情報通信機器【情報通信機械工業】、液晶素子【電子部品・デバイス工業】、石膏ボード【窯業・土石製品工業】、配合肥料【化学工業】、炭酸飲料・コーヒー飲料【食料品工業】、パレットラック【その他製品工業】、電力、都市ガス【公益事業(参考)】
統合項目 (1減)	発泡スチロール箱をプラスチック発泡製品に統合【プラスチック製品工業】

(4) ウェイトの見直し

業種別・品目別ウェイトは、「平成26年工業統計調査」、「経済産業省生産動態統計調査」及び「平成28年経済センサス-活動調査」の結果を基礎として、鉱工業指数の業種分類・概念に適合するように組み替えを行ったうえで算定した。また、ウェイトの算定基準としては、現行基準と同様、付加価値額をベースとしている。

表2 平成22年基準及び平成27年基準業種別ウェイト比較表

業種分類	適用	平成22年基準	平成27年基準	ウェイト増減
		付加価値額 ウェイト	付加価値額 ウェイト	
鉱工業	現行通り	10,000.0	10,000.0	
製造工業	//	9,933.8	9,923.5	-10.3
鉄鋼業	//	1,200.9	270.5	-930.4
非鉄金属工業	//	344.3	343.2	-1.1
金属製品工業	//	367.6	481.0	113.4
はん用機械工業	//	30.7	72.5	41.8
生産用機械工業	//	278.4	275.0	-3.4
業務用機械工業	//	1,005.1	931.0	-74.1
電気機械工業	//	429.2	470.3	41.1
情報通信機械工業	//	102.7	43.9	-58.8
電子部品・デバイス工業	//	1,048.2	1,346.1	297.9
輸送機械工業	//	342.7	557.2	214.5
窯業・土石製品工業	//	371.3	413.1	41.8
化学工業	//	336.3	440.3	104.0
石油・石炭製品工業	//	90.6	51.6	-39.0
プラスチック製品工業	//	106.4	101.6	-4.8
パルプ・紙・紙加工品工業	//	722.3	663.7	-58.6
繊維工業	//	375.2	434.2	59.0
食料品工業	//	2,410.0	2,442.2	32.2
その他工業	//	371.9	586.1	214.2
ゴム製品工業	//	35.6	24.0	-11.6
皮革製品工業	//	8.1	0.1	-8.0
家具工業	//	47.0	82.7	35.7
印刷業	//	137.4	272.4	135.0
木材・木製品工業	//	85.4	132.4	47.0
その他製品工業	//	58.4	74.5	16.1
鉱業	//	66.2	76.5	10.3

3. 季節調整法について

季節調整法は、平成22年と同様に、米国センサス局の X-12-ARIMA を用いた。

なお、季節調整の対象期間は平成24年から平成31年までの8年間(96ヵ月)としている。

4. 新基準への切り替え時期

令和2年4月速報公表時に、平成27年基準への切替えを行う。また、平成25年1月以降について新基準による系列を作成し、公表する。

5. 指数の接続

平成25年1月から3月の時点で旧基準との接続を行い、平成20年1月まで遡及した過去時系列(接続指数)を整備する。